

令和2年5月

福生市公共施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について」(令和2年5月26日決定)に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新しい生活様式～スマートライフ」を念頭に置き、利用者及び職員等が安全に施設を利用することができるよう、次のとおりガイドラインを策定し、実施するものとする。

また、このガイドラインは、感染症拡大の状況を勘案し、随時見直すものとする。

1 施設管理者が実施すること

- (1) チェックリストにより、申請者が感染症対策の実施に協力ができるか確認したうえで、申請を許可する。資料1
- (2) 集会施設ごとに利用人数の上限を設けること。地域会館においては、当面の間、定員の半数とする。資料2
- (3) 代表者へ、来館者全員の自宅での検温及び体調確認等の実施を依頼し、来館時には、その結果を記入した来館者名簿の提出を求めること。資料3
- (4) 利用者へ施設利用時の案内を行い、利用後には使用備品の除菌が行われたか書面により確認すること。資料4
- (5) 手指の消毒を行う消毒液等を設置すること。
- (6) 受付窓口に、防護シート等を設置すること。
- (7) ロビーの利用を制限すること。
- (8) 出入口等を開放し、換気を行うこと。
- (9) エレベーター設置施設については、エレベーターは少人数で使用するよう周知すること。
- (10) 学童クラブ併設施設については、トイレは、可能な限り学童と施設利用者を分けて使用するよう周知すること。
- (11) 館内における感染拡大防止対策について周知すること。資料5・6
- (12) その他、必要と認める感染予防・感染拡大防止に資する措置をとること。

2 管理人が実施すること

- (1) 業務を行う際は、マスクを着用し、咳エチケット・消毒液の使用を徹底すること。
- (2) 手すり、ドアノブ及び受付窓口周辺等の共有スペースの除菌を定期的実施すること。
- (3) 日常的に検温・健康観察を行い、感染が疑われる際は、市へ速やかに報告すること。

3 利用者が実施すること

- (1) 申請者は、チェックリストにより、感染症対策の実施への協力について同意をしたうえで、申請を行うこと。資料1
- (2) 集会施設ごとに定められた人数以下で使用する。資料2
- (3) 代表者は、参加者全員の氏名・連絡先を把握し、施設利用後に、参加者の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合には、代表者に報告されるよう、連絡体制を構築すること。また、参加者の感染が確認された場合は、代表者はすみやかに市へ報告すること。
- (4) 利用者は、自宅での検温及び体調確認等を実施し、代表者へ報告すること。代表者は、施設の利用開始時に参加者全員の検温及び体調確認等の結果等を記入した来館者名簿を管理人に提出すること。なお、いずれかの項目に該当する参加者がいる場合は、代表者の責任において、該当者の参加を見合わせる。資料3
- (5) 代表者は、参加者全員にマスクの着用、咳エチケットや手洗いの徹底を呼びかけること。
- (6) 施設利用時には、3密（密集・密閉・密接）を避けるよう、工夫をすること。
- (7) 施設利用時には、こまめに換気を行うこと。
- (8) 施設利用後は、次に利用する方のために、机、いすの背、ドアノブ等、使用した備品の除菌を行うこと。
- (9) 施設利用直前に来館し、利用後は施設内にとどまらずに退館すること。

公民館所管施設における新型コロナウイルス感染拡大予防に関する 独自ガイドライン

1 公民館（本館、松林分館、白梅分館）、市民会館

- (1) 各部屋の利用人数の制限（定員の半数程度） ※別表参照
- (2) 机、椅子は距離をとって配置。（前後互い違い、左右ひとつ席をあけて座るなど。）
- (3) 施設利用直前に来館し、利用後は施設内や駐車場にとどまらない。
- (4) 調理室の利用について
 - ・ 常時換気の徹底。
 - ・ 調理器具、食器等の使用制限。
 - ・ 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒の徹底。なお、洗浄後の食器は手指消毒後に取り扱う。
 - ・ 体調管理、マスクの着用、手指消毒。
 - ・ 食事の際は、対面での飲食や会話を回避。
 - ・ 間隔を置いたスペース作り等の工夫。
- (5) 児童室の利用について
 - ・ 定期的な換気。
 - ・ おもちゃ等の使用制限。
 - ・ 使用したおもちゃは使用済み箱に入れる。
 - ・ 体調管理、マスクの着用、手指消毒。
- (6) 音楽室、視聴覚室、美術室の利用について
 - ・ 定期的な換気。
 - ・ 楽器等備品類の消毒。

※市民会館大・小ホール利用の詳細については、直接福生市民会館（電話 042-552-1711）までお問い合わせください。

2 茶室福庵

- (1) 各部屋の利用人数の制限（社会的距離 2m程度が保てる人数）
- (2) 施設利用直前に来館し、利用後は施設内や駐車場にとどまらない。

(3) 定期的な換気。

茶器、テーブル、椅子等の消毒の徹底。なお、洗浄後の茶器は手指消毒後に取り扱う。

(4) 体調管理、マスクの着用、手指消毒。

(5) 対面での飲食や会話を回避。

(6) 間隔を置いたスペース作り等の工夫。

別表（各部屋の利用可能人数の制限について）

市民会館・公民館	3F	第三集会室	40名	20名	
		第四集会室	30名	15名	
		第五集会室	70名	35名	
		第六集会室（和室）	15名	7名	
		第七集会室（和室）	15名	7名	
		第八集会室	10名	5名	
	2F	第一集会室	12名	6名	
		第二集会室	20名	10名	
	1F	調理室	20名	10名	
		美術室	20名	10名	
		音楽室	30名	15名	
		視聴覚室	30名	15名	
		児童室	25名	12名	
	さくら会館	3F	ホール	100名	50名
			和室	30名	15名
第一集会室			18名	9名	
第二集会室			24名	12名	
2F		第三集会室	42名	21名	
		第四集会室	24名	12名	
松林分館	2F	大集会室	90名	45名	
		和室	40名	20名	
		学習室	15名	7名	
	1F	小集会室	25名	12名	
白梅分館	2F	集会室	90名	45名	
		会議室	30名	15名	
		和室	30名	15名	
	1F	学習室	16名	8名	